役　員　報　酬　規　程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人まちづくりスポット（以下団体という）定款第４章第１９条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

（報酬の体系）

第２条　団体は、役員の総数の３分の１以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

（決定方法）

第３条　月額報酬は、毎年の通常総会にて、各役員の報酬額の詳細を提示し協議を経て、代表理事が決定する。

（報酬の基準額）

第４条　月額報酬は、職員給与の最高額を基準として、役位別に、次に定める額を基準とする。

代表理事	１．０ヶ月未満
副代表理事	０．５ヶ月未満
理事	０．２ヶ月未満
監事	０．２ヶ月未満

（役位変更等の場合の報酬の取り扱い）

第５条　上位の役位に昇任した場合の報酬は、第４条に定める役位別基準額、前任者の報酬額、従前の役位で支給されていた報酬額等を斟酌した上で、第３条に準じた方法で決定する。

２．下位の役位に降任した場合の報酬は、第４条に定める役位別基準額に基づき、第３条に準じた方法で決定する。

（就任または退任等の場合の報酬の取り扱い）

第６条　計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、１か月分を支給する。

（長期欠勤者の報酬）

第７条　病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

（報酬の改定）

第８条　各役員の業績を評価して、第４条に定める役位別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

２．前項の評価・改定は原則として毎年１回実施する。

（計算期間並びに支給日）

第９条　役員への月額報酬の支給計算の期間並びに支給日は、就業規則に準ずることとする。

（控除金）

第１０条　役員に支給する報酬から、法令または規定に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（臨時緊急措置）

第１１条　団体業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額・一部減額等の措置を取ることがある。

附　　則

１．この規程は平成２８年５月３０日より実施する。

２．平成２８年４月１日に遡って適用する。

３．この規程は平成３１年３月２２日より改定施行する。

４．この規程は令和２年５月２９日より改定施行する。